

伊佐市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月30日(月) 午前8時58分から9時28分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (10人)

会 長 13番委員
委 員

| 農業委員 | | 農地利用最適化推進委員 |
|------|-------|-------------|
| 2番委員 | 8番委員 | |
| 4番委員 | 9番委員 | |
| 5番委員 | 10番委員 | |
| 7番委員 | 11番委員 | |
| | 12番委員 | |

4. 欠席委員 (1人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 11番委員 12番委員
第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|---------|---------|
| 事務局 長 | 農地振興係長 |
| 農地振興係書記 | 農地振興係書記 |

【開始時間 午前8時58分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和3年度 第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日は、6番農業委員が欠席ですが、出席人数は10名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。

総会に入ります前に、伊佐市においても新型コロナウイルスの感染拡大に伴い伊佐市独自の非常事態宣言が出されました。この状況の中で総会を開催するにあたり密を回避するため農業委員の皆様のみのお出席とさせていただきます。農業委員会等に関する法律の規定により委員の過半数が出席しなければ成立しないことから、許可処分にかかる審議をしていただくために出席をお願いしたところでございます。それでは、会長お願いします。

議長 皆様おはようございます。

今、事務局から話があった通り新型コロナウイルス感染拡大に伴う伊佐市独自の非常事態宣言が18日から31日まで14日間で発令されている状況でございます。先程もありました通り今回の総会は、農業委員の皆様だけで行うということにさせていただきました。その点をご了承いただければありがたいと思います。また、利用状況調査が始まっているわけですが、農地法、農振法の研修会が事務局の方でありまして、調査の改正があったということで本日総会終了後その説明をすることになりました。

本日の議事録署名委員を指名いたします。11番農業委員と12番農業委員にお願いいたします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから3ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が9件です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議 長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。
事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、貸借について説明します。6ページの総括表をご覧ください。期間は4年から19年で面積は、合計51,263㎡で利用権を設定する者の数は8人、設定を受ける者の数は7人です。土地の詳細については資料4ページから5ページ、番号1番から8番のとおりです。以上で説明を終わります。
ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」にかかわる処分決定について提案いたします。

それでは整理番号1番から7番まで、一括で報告をお願いいたします。ご意見・ご質問は、全ての報告終了後お願ひいたします。

整理番号1番、2番につて、10番農業委員の報告を求めます。

10番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る8月22日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人NKさんは、伊佐市大口篠原に居住され年齢は76歳です。

渡し人SKさんは、伊佐市大口上町に居住され年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番401ほか2筆、地目は全て田、地積は3筆合計2,032㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は88,129㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

引き続き整理番号2番につきまして、去る8月22日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人KMさんは、伊佐市大口青木に居住され年齢は64歳です。

渡し人AMさんは、伊佐市大口大田に居住され年齢は89歳です。二人は親子関係になります。

申請地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ後2144番1、地目は畑、地積は1,312㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は43,131㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約4kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る8月20日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人TTさんは、伊佐市菱刈前目に居住され年齢は77歳です。

渡し人FMさんは、鹿児島市谷山中央5丁目に居住される市外住民で年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字上原田4226番ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計3,019㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は38,500㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、6番農業委員に代わりまして事務局が去る8月26日に現地調査をいたしましたので報告いたします。

申請人TSさんは、伊佐市大口曾木に居住され年齢は66歳です。

渡し人ATさんは、伊佐市大口曾木に居住され年齢は94歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字大王2997番2ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計3,343㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は4,394㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約4kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議長 整理番号5番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 先に訂正をさせていただきますが、総会資料の耕作面積は今回の申請面積から備考欄に記入してある面積を引いた面積であり、耕作面積は0㎡となりますので訂正方よろしくお願いたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る8月19日に現地調査をいたしましたの

で、私5番が報告いたします。

申請人KKさんは、伊佐市大口平出水に居住され年齢は57歳です。

渡し人KIさんは、伊佐市大口平出水に居住され年齢は84歳です。二人は親子関係になります。

申請地は、伊佐市大口平出水字寺宇都1221番1ほか4筆、地目は田が3筆と畑が2筆、地積は5筆合計4,738㎡で所有権移転贈与になります。備考にあります、伊佐市大口平出水字城ノ脇900番1の91㎡については、トラクターの車庫となっており、利用目的変更届出済となっております。

受人の経営面積は0㎡ですが今回の申請面積が経営面積となり、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号6番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る8月20日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。

申請人HYさんは、伊佐市大口白木に居住され年齢は42歳です。

渡し人IHさんは、伊佐市大口白木に居住され年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口白木字竜知坊488番、地目は田、地積は1,720㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は51,513㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、申請地は申請人の牛舎に隣接しており現況は保全管理をされた農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号7番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農業委員 整理番号7番につきまして、去る8月23日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人MTさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され年齢は76歳です。
渡し人HEさんは、伊佐市菱刈前目に居住され年齢は59歳です。
申請地は、伊佐市菱刈前目字狩迫4215番地1、地目は畑、地積は837㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は10,151㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番から7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から7番については許可が決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数7件について7件の処分が決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。8月の月例報告をします。5日、8月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。30日、本日は第5回農業委員会の総会です。

9月の行事予定ですが、6日に9月の定例常設審議委員会が鹿児島市で

あります。22日が現地調査です。28日が第6回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

5番農業委員 今回総会資料の訂正を私が行いましたが、総会前に事務局からしていただけたらありがたいです。

事務局 今、委員の方から言われましたとおり、本来であれば事務局から訂正すべきものであり、以後、修正等については総会前に訂正するようにいたします。

議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

事務局長 以上で、令和3年度第5回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。
一同礼。
おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時28分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 11 番

伊佐市農業委員 12 番